様式７（要綱第3条、第7条、様式３関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

札幌市長　　様

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

　年　月　日付け札み管第　　号で交付決定を受けた札幌市森林整備事業補助金について、札幌市森林整備事業補助金交付要綱（　第３条第５項 ・ 第７条第２項 ・ 第７条第３項 ・ 様式３の３ ）の規定により、次のとおり報告します。

記

１　適正化法第15条の補助金の額の確定額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　（　年　月　日付け札み管第　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　　金　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る

消費税等相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

（注）（１）別紙として、集計表を添付すること。

（２）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合若しくは複数の場合等は、すべての構成員分を添付すること。

　　 ・補助事業者等の消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・補助事業者等の消費税確定申告書付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・補助事業者等が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合若しくは複数の場合等は、すべての構成員分を添付すること。

・補助事業者等が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・補助事業者等が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・補助事業者等が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業主体名 | 事業費 | 補助金 | 課税方式 | 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 | 補助率 | 仕入れに係る消費税等相当額 | 消費税確　定未確定 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度札幌市森林整備事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（提出者名等）

注）１　当該補助金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

　　２　札幌市森林整備事業補助金交付要綱第７条第２項及び第３項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。

　　３　「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第37条第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記入すること。

　　４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　５　「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。

　　６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、消費税法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。